
第6

栃木県歯科保健基本計画

栃木県歯科保健基本計画

平成24年3月策定

計画策定の趣旨

県民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与するため、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本理念等を定めた「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例（以下、「条例」という。）」が平成22年12月に制定されました。

本計画は、条例の基本理念に基づき、歯及び口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

計画の性格と役割

この計画は、条例第11条に基づく歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本計画です。

また、この計画は、健康増進法に基づく栃木県健康増進計画「とちぎ健康21プラン」の部門計画として位置づけられるとともに、以下の計画と整合を図っています。

- ・医療法に基づく「栃木県保健医療計画（5期計画）」
- ・老人福祉法及び介護保険法に基づく栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン21（五期計画）」
- ・障害者基本法及び障害者自立支援法に基づく栃木県障害者計画・栃木県障害福祉計画（第2期計画）を一体とした「新とちぎ障害者プラン21」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく栃木県次世代育成支援対策行動計画（後期）「とちぎ子育て支援プラン」
- ・食育基本法に基づく都道府県食育推進計画「とちぎの食育元気プラン（第二期）」

計画期間

平成24年度を初年度とし、平成29年度までの6か年を計画期間とします。

歯及び口腔の健康づくりの意義

歯及び口腔の健康づくりは、生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであり、

- ・全身の健康の保持増進をもたらす
- ・「話す」「食べる」などといった口腔のあらゆる働きを健全に維持する
- ・脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病その他生活習慣病の予防に役立つ
- ・生活の質（QOL）の向上につながる

という意義を有しています。

そしてこれらの意義をかんがみ、本計画の理念を以下のとおり定めることとします。

栃木県歯科保健基本計画の理念

- ◆8020（ハチマルニイマル）の達成に努める
- ◆歯と口腔の健康を通じた全身の健康づくりに努める
- ◆生涯にわたる生活の質の向上を目指す

歯及び口腔の健康づくりのための施策

条例に定める基本的施策に基づき、歯や口腔の健康づくりの目標を実現するために、関係機関と連携しながら進めるべき施策を以下の4項目とします。

1 歯や口腔と関係する病気等の予防の推進

歯や口腔の病気の予防は全身の健康づくりや疾病等の予防の観点からも重要です。歯や口腔の病気の予防等の各施策について、適正かつ効果的に進めていくため、調査研究や成果の普及、情報収集や提供に努めます。(条例第12条関係)

2 歯や口腔の健康に関する啓発と検診の普及

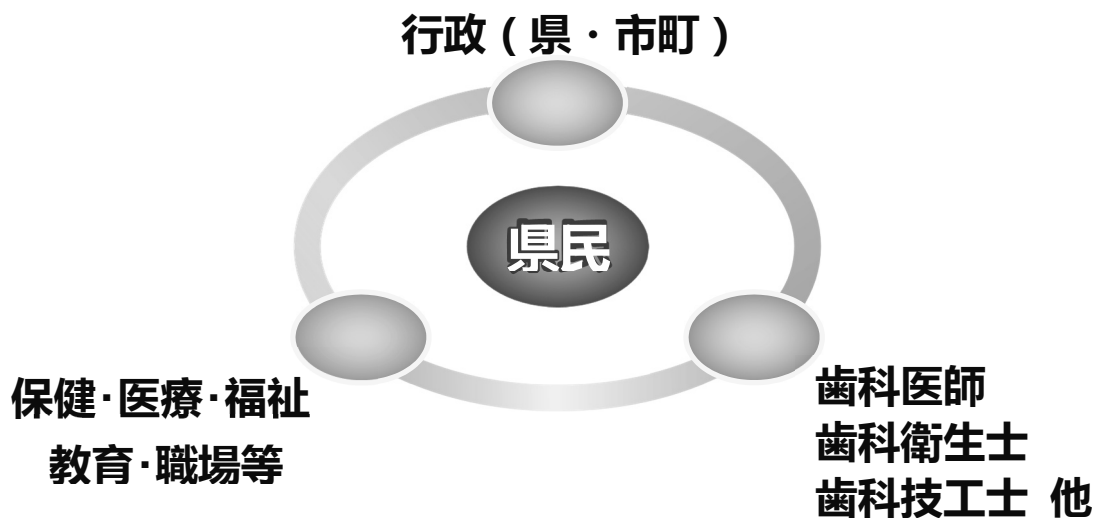
県民自らが歯や口腔の健康づくりの重要性を理解し実践に取り組むため、学習や歯科検診の機会を提供します。
(条例第13条関係)

3 障害児者・要介護者への歯科保健医療サービスの確保

歯科検診等を受けることが難しい状況にある障害児者や要介護高齢者等に対する、歯科保健医療サービスを確保します。(条例第15条関係)

4 歯科保健医療提供体制の整備

県民の生涯にわたる健康の保持増進を図るために、保健、医療、福祉、教育等関係者の資質向上や連携強化を図ります。(条例第14条関係)



栃木県歯科保健基本計画の目標値

	目標項目	直近値	目標値
歯や口腔と関係する病気等の予防の推進	①むし歯のない幼児の増加	81.8% (H26)	80.0%
	②12歳児の永久歯の1人平均むし歯数の減少	1.2歯 (H26)	1.0歯以下
	③40歳の進行した歯周炎の減少	22.5% (H21)	17.9%以下
	④60歳で24歯以上自分の歯を有する人の増加	52.7% (H21)	60.0%以上
	⑤80歳で20歯以上自分の歯を有する人の増加	23.9% (H21)	35.0%以上
歯や口腔の健康に関する啓発と検診の普及	⑥歯科健診を受診する人の割合の増加	34.1% (H21)	50%以上
	⑦事業所による従業員の歯科保健の推進などモデル的な取組事例を有する地域の増加	5/5 保健医療圏 (H25)	全ての 保健医療圏
障害児者・要介護者への歯科保健医療サービスの確保	⑧訪問歯科診療、訪問歯科保健指導に取り組む歯科診療所の増加	180箇所 (H23)	200箇所 以上
	⑨口腔ケアに取り組む介護・福祉施設(入所型)の割合の増加	95% (H23)	100%
歯科保健医療提供体制の整備	⑩歯や口腔の健康づくりに取り組むための計画がある市町村	26/26 市町村 (H25)	全ての 市町村
	⑪歯科専門職が参画する保健・医療・福祉関係の連携の組織がある保健医療圏	5/5 保健医療圏 (H24)	全ての 保健医療圏